

令和 年 月 日

「指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業」利用契約書

株式会社 SKY

デイサービスセンター あいあい潤野

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償(事業者の義務違反)
第1条(契約の目的)	第12条(損害賠償責任)
第2条(契約期間)	第13条(損害賠償がなされない場合)
第3条(地域密着型通所介護・予防計画の決定・変更)	第14条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第4条(介護保険給付対象サービス)	第六章 契約の終了
第5条(介護保険給付対象外のサービス)	第15条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第16条(契約者からの中途解約)
第6条(サービス利用料金の支払い)	第17条(契約者からの契約解除)
第7条(利用の中止、変更、追加)	第18条(事業者からの契約解除)
第8条(利用料金の変更)	第19条(精算)
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第9条(事業者及びサービス従事者の義務)	第20条(苦情処理)
第10条(守秘義務等)	第21条(協議事項)
第四章 契約者の義務	第22条(裁判管轄)
第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)	

様（以下「契約者」という。）と株式会社 SKY デイサービスセンターあいあい潤野（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護（「第一号通所介護事業」を含む）サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護・第一号通所介護事業サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

### 第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条(地域密着型通所介護・第一号通所介護事業計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅計画サービス計画（「介護予防サービス計画」含む）が作成されている場合には、それに沿って契約者の地域密着型通所介護（「第一号通所介護事業」を含む）を作成するものとします。
- 2 事業者は、地域密着型通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、地域密着型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、地域密着型通所介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、地域密着型通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第4条(介護保険給付対象サービス)

##### ①食事

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

☆食事時間 12:00～13:00(変更する場合がございます。)

##### ②入浴

- ・入浴(全身浴・部分浴・全身シャワー・部分シャワー)又は清拭を行います。

##### ③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

##### ④介護職員処遇改善加算Ⅱ

- ・介護職員処遇改善加算とは、利用者に直接介護サービスを提供する職員(介護職員)の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。尚、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

#### 第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える地域密着型通所介護サービスと同等のサービスを提供するものとします。
- 2 事業者は、介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者とその家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条(サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(介護保険負担割合証を基に算定)を事業者を支払うものとします。
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者はおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金を来所後、又はサービスの利用終了時に、支払うものとします。

#### 第7条(利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、指定地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

#### 第8条(利用料金の変更)

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する指定地域密着型通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを保険給付支払の日から5年間保管し、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第10条(守秘義務等)

- 1 事業所及びその従業者は、指定地域密着型通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務

は、本契約が終了した後も継続します。

※別紙あり(個人情報開示同意書)

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第四章 契約者の義務

##### 第11条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

##### 第12条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第13条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第 14 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第六章 契約の終了

#### 第 15 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 16 条(契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合

#### 第 17 条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、

本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第 18 条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第 19 条(精算)

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

### 第七章 その他

#### 第 20 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第 21 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

## 第 22 条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は利用者および事業者は福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることを予め合意します。

## 個人情報開示同意書

### 1、収集した個人情報の取り扱いについて

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様又はご利用者様の家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス利用終了後も継続します。

### 2、個人情報の第三者への提供について

前 1 項にかかわらず、ご利用者様に係る他の介護サービス事業者、または、緊急時等かかりつけ医や搬送先など医療関係者と連携を図るなど、正当な理由がある場合には情報を提供できるものとします。

### 3、個人情報の開示について

弊社が保有するご利用者様の情報について、開示を請求することができます。

### 4、個人情報の提供について同意の確認

ご利用者様及びご家族様より署名欄に署名して頂いた事で、上記 1～3 について、ご利用者様及びご家族から同意を得たものとします。

以上

サービスを利用するにあたり、重要事項の説明を受け同意し、上記のとおり契約を締結します。また、第 10 条に規定する守秘義務等について同意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(事業者) 住所 福岡県田川市大字糺 2085-10  
株式会社 SKY  
氏名 代表取締役 佐々木 一成 印

(事業所) 住所 福岡県飯塚市潤野 264-7  
デイサービスセンターあいあい潤野  
氏名 管理者 赤間 勝平 印

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

※家族 署名代行人 代理人 (該当するものにレ)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用(契約)者との関係( )  
署名代行人の場合、代行する理由( )

※家族 署名代行人 代理人 (該当するものにレ)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用(契約)者との関係( )  
署名代行人の場合、代行する理由( )

「指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業」重要事項説明書

株式会社 SKY

デイサービスセンター あいあい潤野

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第4071803128)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・第一号通所介護事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「事業対象者」「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について

1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 株式会社 SKY          |
| (2) 法人所在地 | 福岡県田川市大字糶 2085-10 |
| (3) 電話番号  | 0947-44-3848      |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 佐々木 一成      |
| (5) 設立年月日 | 平成 16 年 12 月 2 日  |

2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成 23 年 9 月 1 日指定<br>第一号通所介護事業・平成 23 年 9 月 1 日<br>福岡県 第4071803128号 |
|------------|--|

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

①介護職員処遇改善加算Ⅱ、②入浴介助加算(Ⅰ)

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (2) 事業所の目的 | 高齢者の自立支援と生きがい対策   |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンター あいあい潤野 |

- (4) 事業所の所在地 福岡県飯塚市潤野 264-7  
 (5) 電話番号 0948-43-3274  
 (6) 事業所長(管理者) 氏名 赤間 勝平  
 (7) 開設年月 平成 25 年 9 月 1 日  
 (8) 利用定員 14 名

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 飯塚市とする。  
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日まで
受付時間	月～土曜日 8時30分～17時00分
サービス提供時間	月～土曜日 9時15分～15時00分

但し、12月29日～翌年1月3日までを除く。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. センター長(管理者)	1名以上		1名
2. 生活相談員	1名以上	1名以上	1名
3. 介護職員(利用者 14名の時)	1名以上	1名以上	1名
4. 看護職員		1名以上	1名
5. 機能訓練指導員		1名以上	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員 または看護職員	勤務時間 8:30～17:00 ☆原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をします。
2. 機能訓練指導員	勤務時間 9:15～11:15

☆業務の都合上変更する場合がございます。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の(9から7割)が介護保険から給付されます。

##### <サービスの概要>

#### ①食事(但し、食材料費は別途いただくことがあります。)

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

☆食事時間 12:00～13:00(変更する場合もございます。)

#### ②入浴

- ・入浴(全身浴・部分浴・全身シャワー・部分シャワー)又は清拭を行います。

#### ③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

#### ④介護職員処遇改善加算Ⅱ

- ・介護職員処遇改善加算とは、利用者に直接介護サービスを提供する職員(介護職員)の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。尚、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

##### <サービス利用料金(サービス利用に係る自己負担額)>

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。別添の料金表に示す金額(自己負担額)をお支払い下さい。

☆本人のサービス利用状況によって利用者負担分は変わります。

☆その他実費費用を徴収する場合があります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

##### <サービスの概要と利用料金>

#### ①レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただくことがございます。

#### ②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 ・おむつ代:実費  
 ☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の金融機関口座からの自動引き落としにて、翌月20日(土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日)に指定口座より引き落としとなります。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引き落とし 西日本シティ銀行、福岡銀行、ゆうちょ銀行、飯塚信用金庫、嘉穂農協
--

### (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【受付窓口】のとおり)
- 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとしま

す。

- ① 事業所は、提供した指定通所介護に関し、法第 28 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は、当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従っての執拗な改善を行うものとします。
- ② 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

#### (1) 当事業所における苦情の受付窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [管理者] 赤間 勝平

受付時間 毎週 月曜日 ~ 土曜日 9:30~17:00

※また、苦情・意見箱を施設内にて設置しています。

○福岡国民健康保険団体連合会介護保険係(電話)092-642-7859 (FAX)092-642-7856

〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 福岡県国保会館

受付時間 8:30~17:00 毎週月曜日~金曜日(土、日、祝祭日を除く)

○飯塚市役所 福祉部介護保険課 (電話)0948-22-5500 (FAX)0948-25-6214

〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩 5-5

受付時間 8:30~17:00 毎週月曜日~金曜日(土、日、祝祭日を除く)

## 7. 非常時対策について

### (非常災害対策)

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(管理者:赤間 勝平)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(毎年 1 回 11 月)

## 8. 衛生管理について

- ① 指定地域密着型通所介護事業所、第一号通所介護事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定地域密着型通所介護事業所、第一号通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 9. 地域との連携

- ① サービスの提供にあたっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- ② 運営推進会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

## 10. 第三者評価の実施の有無

介護保険サービスに係る基準通知の改正により、サービスの提供の開始にあたって、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して「第三者評価の実施の有無」「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」を記載することとなっています。当施設は第三者評価を行っておりません。あらかじめご了承ください

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターあいあい潤野

説明者職名

管理者

赤間 勝平

印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議で利用者並びに家族の情報を用いるほか、医療機関・居宅介護事業者等への情報の提供を含め、指定地域密着型通所介護・第一号通所介護事業サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※家族 署名代行人 代理人 (該当するものにレ)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用(契約)者との関係( )

署名代行人の場合、代行する理由( )

※家族 署名代行人 代理人 (該当するものにレ)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用(契約)者との関係( )

署名代行人の場合、代行する理由( )

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 木造

(2) 事業所の周辺環境

施設の周辺は田園が広がり、騒音は無く、眺望も大変良い所です。

(パンフレット参照)

### 2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**…ご契約者の健康管理、健康上の相談に応じ、適宜指導を行います。

**機能訓練指導員**…理学療法士等で機能訓練をしております。

**歯科職員**…口腔機能向上サービスを行います。

### 3. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
  - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
  - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

### 4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚

したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (2)喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 5. 事故発生時の損害賠償について(契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所において、サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村名 飯塚市	担当部・課名 福祉部介護保険課	電話番号 0948-22-5500
事業所名	担当介護支援専門員氏名	電話番号

また、当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。なお、当事業所は日本興亜損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が死亡した場合</li><li>②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)</li><li>⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)</li></ul> |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条、第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大 7 日)までに申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>②ご契約者が入院された場合</li><li>③ご契約者の「居宅サービス計画」が変更された場合</li><li>④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上(※最低 3 か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します</li><li>②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。</li><li>③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。</li><li>④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、</li></ul> |
|---|

ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。